

平成 31 年 3 月 11 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

〔神戸市立魚崎サービス事業所指定管理者〕

神戸市監査委員	吉	田	基	毅
同	坊	池		正
同	平	木	博	美

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した平成 30 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

神戸市立魚崎サービス事業所指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成 29 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

平成 30 年 9 月 7 日～平成 31 年 3 月 11 日

3 監 査 の 方 法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市立魚崎サービス事業所（以下「事業所」という。）

事業所は、障害者の福祉の増進を図るため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例」に定める障害福祉サービスを行うことを目的として設置されている。

所在地 神戸市東灘区魚崎中町4丁目10番32号

建 物 鉄筋コンクリート造地上2階建て 延床面積 472 m²

施設概要 1階 食堂、デイルーム

2階 デイルーム

施設開設年月日 平成8年7月2日

定 員 20名

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 社会福祉法人 神戸明輪会

② 選定理由

当該法人は他にも障害者施設を運営しており、障害者に対する専門的かつ高度な技術を有していること、また、現在に至るまで円滑な管理運営及びサービスの提供を行っていること等により、指定管理者として公募外により選定されている。

(3) 指定期間 平成29年4月1日～平成33年3月31日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、事業所の運営業務、事業所の利用及びその制限に関する業務、事業所の維持管理に関する業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)							
項 目				平成29年度	平成28年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
利	用	者	数				
登	録	者	数	30人	29人	1人	3.4
延	べ	人	数	2,788人	2,763人	25人	0.9
開	業	日	数	245日	244日	1日	0.4
1	日	平	均	11.4人	11.3人	0.1人	0.9

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第2表 指定管理料の比較

(単位 金額：千円 比率：%)

	平成29年度		平成28年度		対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	構成比率	金額	構成比率		
指定管理料	924	100.0	924	100.0	0	0.0
利用料収入	44,727	100.0	44,573	100.0	154	0.3

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成29年度の評価は「利用満足度調査において「満足」と「ほぼ満足」が多数を占めており、概ね利用者のニーズに沿った管理運営がなされている」となっている。

5 監査の結果

事業所の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては今後適正な事務処理に努められたい。

(1) 意見

① 指定管理料の精算について

協定書によると、業務に係る経費として、市は指定管理者に年度ごとに100万円支払うものとされているが、これは施設内のエレベータ保守管理経費である。

平成29年度における保守管理経費は924,048円であり、差額の75,952円は市に返還されているが、協定書には精算条項はなく、100万円支払うとのみ記載されている。

本市所管局は、指定管理料の精算を行うのであれば、協定書を変更し、その旨を記載されたい。

② 協定書に基づく報告について

指定管理者は、年度終了後、協定書に基づき、事業所にかかる自立支援給付費実績報告書、及び事業所の管理運営業務に関する事項を記載した報告書（以下、「管理運営業務報告書」とい

う。)を作成し、市に提出しなければならない、とされている。

平成 29 年度の自立支援給付費実績報告書では、給付費の金額を、また、管理運営業務報告書では、機械警備用機器点検業務の契約金額を、それぞれ誤った金額で記載し、報告を行っていたが、これらは、いずれも転記する際の記載誤りが原因とのことであった。

これらの報告書は、所管局が事業実績や管理運営業務について把握し、評価していくための一つの基準となるものであるから、指定管理者においては、正確な報告書の作成に努められたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が 1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」-----減少率が 1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。